

議案第 3 1 号

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 4 1 年小松島市条例第 3 1 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「，在宅勤務等手当」を加える。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第6条の3 在宅勤務等手当は，住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において，正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを，市長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第19条第1項第1号中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改め，同項第2号中「期末手当」の次に「，勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。